

当社の運転代行業務に係る損害賠償措置の内容

運転代行ランナー
兵庫県公安委員会
認定番号 第 630152 号

運転代行業務の実施中に当社の従業員がお客様のお車で万が一事故を起こした場合の損害賠償措置は、以下のとおりです。

尚、当社は、当社の運行する随伴用自動車運転代行業務を実施する場合には全て、当該損害賠償措置を講じております。

ご不明の点は当社従業員にお尋ね下さい。

契約終結先	全国運転代行共済協同組合
契約期間	平成25年8月1日 から 平成26年8月1日 午後4時まで
対人賠償	無制限
対物賠償	1億円限度 (1事故につき)
お客様の自動車：2,000万円	